

問題 1. 中華人民共和国は、すべての国際輸出管理レジーム（原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー・アレンジメント（WA））に参加している。

正解は、×。中華人民共和国は、原子力供給国会合（NSG）以外参加していない。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/index.html>

問題 2. アメリカ合衆国は、輸出令別表第 3 に掲げる地域（いわゆるホワイト国）に含まれる。

正解は、○。アメリカ合衆国は、輸出令別表第 3 に掲げる地域（いわゆるホワイト国）である。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

問題 3. リスト規制に該当する暗号装置の製造技術であっても、たった 1 枚の図面をサンプルとしてドイツにあるメーカーに提供して見せる程度であれば、当該暗号装置を製造することはできないので、役務取引許可は不要である。

正解は、×。リスト規制に該当する技術については、貿易外省令第 9 条の「許可を要しない役務取引等」の第 2 項にあたらぬ限り、役務取引許可が必要である。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題 4. 大阪にあるポンプメーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するポンプ 2 セット（総価額 20 万円）をフランスにある大手化粧品メーカー B に輸出する予定である。この場合、ポンプメーカー A は、輸出令第 4 条第 1 項第五号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

正解は、×。リスト規制に該当する貨物については、輸出令第 4 条第 1 項に特例の規定がある。少額特例については、輸出令第 4 条第 1 項第五号で規定されている。通常兵器関連貨物である輸出令「別表第 1 の 5 から 13 まで又は 15 の項の中欄に掲げる貨物」について、少額特例を適用することができる。したがって、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するポンプは、大量破壊兵器関連であり、少額特例は適用できない。

問題 5. 東京にある貿易会社Aは、横浜にある工作機械メーカーBより、ロボットαを3台購入し、イギリスにある造船メーカーCに輸出する予定である。貿易会社Aの担当者Xは、工作機械メーカーBの担当者Yから、ロボットαの該非判定書を入手したところ、リスト規制には該当しないと書かれていたので、そのまま内容をチェックすることなく、輸出した。貿易会社Aは、輸出から1か月後、工作機械メーカーBより、ロボットαは、実はリスト規制に該当であったと連絡を受けたが、この場合、貿易会社Aには法的な責任はなく、無許可輸出にはあたらないので、行政庁への報告は不要である。

正解は、×。貿易会社Aは、工作機械メーカーBの該非判定結果を鵜呑みにし、本来、リスト規制該当であったロボットαを無許可で輸出したことが発覚している。外為法上の責任は、輸出者である貿易会社Aにあるので、この場合、無許可輸出にあたり、貿易会社Aは関係資料を集めて、直ちに経済産業省に報告する必要がある。

問題 6. 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」は、経済産業省令である。下線部分は正しい。

正解は、○。「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」は、**経済産業省令**である。輸出令別表第1の中欄及び外為令別表の中欄の各項の柱書き等にある「・・・経済産業省令で定めるもの」又は「・・・経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されている「経済産業省令」がこれに該当する。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H03/H03F03801000049.html>

問題 7. 大阪にある電機メーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業B（懸念区分は、ミサイル）から、北京の大気汚染がひどいので、同社の北京にある事務所の従業員の健康を守るため、空気清浄機α（輸出令別表第1の16の項に該当）を5台購入したいと連絡を受けた。この場合、電機メーカーAが、当該空気清浄機αを企業Bの北京事務所に輸出することは大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するので、輸出許可が必要である。

正解は、×。外国ユーザーリストとは、貨物の場合、核兵器等開発等省令第二号及び第三号の規定に基づくリストである。したがって、核兵器等開発等省令

第二号及び第三号の括弧書きにあるような民生用途であることが明らかな場合は、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。

問題 8. 外為法第 48 条第 1 項の違反に対しては、未遂罪も罰せられる。

正解は、○。外為法第 69 条の 6 第 3 項に規定されているように、外為法第 48 条第 1 項の違反に対しては、未遂罪も罰せられる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html>

問題 9. 具体的な輸出案件があつて、輸出しようとする貨物の該非の判断が貨物等省令などの条文の規定のみでは判断が難しい場合は、事前に経済産業省に該非判定の相談をすることができる。

正解は、○。「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の別記にある「該当非該当についての事前相談に関する細則」では、「**貨物等の輸出等に先立って行う、該当非該当の判定（以下「該非判定」という。）を行うに当たり法令の規定のみでは判定が困難な場合に限り、当該法令の解釈について書面により照会する手続を定めるものとする。**」と規定している。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/jizen_soudan.pdf

問題 10. 経済産業大臣は、過去に数度、各輸出関連団体宛に輸出管理内部規程の作成による安全保障貿易管理に関する法令遵守の徹底と経済産業省への届出の要請を行なっている。

正解は、○。大臣通達の一つである平成 6 年 6 月 24 日付けの「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」の 1 で、「**昭和 62 年 9 月 7 日付け 62 貿第 3605 号「輸出関連法規の遵守徹底について」より、輸出関連団体約 150 団体に対して、傘下企業における輸出関連法規遵守徹底のための基本方針の策定を要請したところ、現在、多くの輸出関連企業から輸出関連法規の遵守に関する内部規程（以下「輸出管理社内規程」という。）を通商産業省に届け出ていただいております。**」と明記されている。また、同通達の 3 で、「**なお、傘下の企業において、新たに輸出管理社内規程を策定又は見直しをされた場合には、貿易局輸出課戦略物資輸出検査官室まで速やかに届け出ていただくよう、併せて周知願います。**」と規定されている。

さらに平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（大臣通達）の柱書でも、「これまでも、**法令遵守及び輸出管理体制の整備につきましては、繰り返し要請してきている**」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/jishukanri/cp-toha/tutatu/060303dantai.pdf>

問題11. 広く実務で使用されている特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の有効期限（期間）は、5年である。下線部分は正しい。

正解は、×。包括許可取扱要領Ⅱ. 10で「特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して**3年を超えない範囲内**において経済産業大臣が定める日」と規定されている。

問題12. タイで半導体メーカーの社長をしている友人Aが、年末年始の休暇で3年ぶりに日本に戻ったので、現在開発中の通信用の半導体について技術的な意見を聞く予定である。友人Aにリスト規制に該当する技術を一部見せることになったとしても、同じ日本人なので役務取引許可は不要である。

正解は、×。本邦人は、原則として、居住者として扱われる。ただし、この場合、友人Aは、「年末年始の休暇で3年ぶりに日本に戻った」というのであるから、「外国為替法令の解釈及び運用について」6-1-5、6-1(1)イ(二)の例外規定に該当するので、非居住者として取り扱われる。したがって、リスト規制に該当する技術を提供する場合は、役務取引許可が必要である。

居住者及び非居住者の判定

居住者	非居住者
日本人（個人）の場合 ①日本に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者	日本人（個人）の場合 ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人（個人）の場合 ①日本にある事務所に勤務する者 ②日本に入国後6月以上経過している者	外国人（個人）の場合 ①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
法人等の場合 ①日本国内にある日本法人等 ②外国法人等の日本にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館	法人等の場合 ①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本にある外国政府の公館及び国際機関
	その他 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

(出典：経済産業省の資料をC I S T E Cにて一部修正)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/kokuji/kokuji2345_121228.pdf

問題 1 3. 輸出許可申請時に添付する契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達で求められている。

正解は、○。外為法第1条の目的に沿わない安全保障等で問題がある場合は、輸出許可を得られないケースがある。そのため、輸出者と輸出先の間において、契約上のトラブルが生じる可能性があることから、運用通達1-1(2)(ハ)(b)(注1)では、「**契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。**」と契約書には特約の規定を設けることを求めている。なお、提出書類通達の別記1(イ)(注)にも同様の旨が規定されている。

問題 1 4. 外為法では、輸出許可が必要な2億円の半導体製造装置を不正輸出した場合、輸出者に対して、10億円までの罰金を科すことができる。

正解は、○。罰則を定める外為法第69条の6第1項では、「次の各号のいずれかに該当する者は、7年以下の懲役若しくは700万円以

下の罰金に処し、又はこれを併科する。**ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。**

- 一 第25条第1項又は第4項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
- 二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者」と規定されているので、この場合、10億円まで罰金を科すことができる。

問題15. 輸出令第4条第1項の特例の規定は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物には適用できない。

正解は、○。特例を規定する輸出令第4条第1項柱書の但書に「**ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。**」と明記されている。

問題16. 福岡にある貿易会社Aでは、該非判定については、製品の注文を受けた海外営業担当者が、責任を持って、一人で行うことになっている。海外営業担当者は、インターネットで「輸出令別表第1」と「外為令別表」をチェックし、注文を受けた製品がそこに掲載されていなければ、ただちにリスト規制非該当と判定し、輸出している。貿易会社Aの輸出管理体制は適切といえる。

正解は、×。該非判定は、輸出管理内部規程の中核的な業務の一つであり、一般的に取引に利害関係がある海外営業担当者が行うことは望ましくないとされている。

貨物や技術の該非判定の場合、輸出令別表第1や外為令別表の規定では、1の項を除いて、規制の大枠だけしか規定していないので、貨物等省令、運用通達、役務通達の規定を確認しなければ、厳密な該非判定はできない。

例えば、製品名と法令用語は、必ずしも一致しているとは限らない。一般には「ベアリング」と呼ばれる製品は、法令用語では「軸受」と規定されている。同様に「バルブ」は「弁」、「IC」は「集積回路」、「インバーター」は「周波数変換器」等である。ベアリングが輸出令別表第1にないからといって、リスト規制非該当とするのは、明らかに誤っている。問題のケースでは二重、三重に適切ではない。

問題 17. 輸出令第 5 条第 1 項では、「(A) は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されているが、(A) には「税関」が入る。

正解は、○。貨物については、輸出令第 5 条第 1 項の規定により、税関は輸出許可の要不要を確認する義務がある。

問題 18. 輸出管理内部規程における監査は、費用と人手がかかるので経済産業省や警察から問い合わせがあった時に行えばよい。

正解は、×。平成 6 年 6 月 24 日付け「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」3 (2) ⑤では、「輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制を整備し、**定期的に実施**すること。」と規定されている。

問題 19. 「輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する貨物という意味である。

正解は、○。「輸出令別表第 1 の○の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の○の項に該当する貨物という意味である。

問題 20. 東京にある貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する通信装置 α (価額 150 万円) を ODA (政府開発援助) 案件で、インドネシアにある離島に輸出する予定である。この場合、ODA (政府開発援助) 案件なので、常に輸出許可は不要である。

正解は、×。輸出令第 4 条第 1 項各号の規定に該当しない限り、輸出許可は不要とならない。実際、ODA (政府開発援助) の案件は、輸出令第 4 条第 1 項各号の規定に該当するケースは少なく、輸出許可を取得するケースが多い。

問題 21. 大阪にある半導体製造装置メーカー A は、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する半導体製造装置 3 台を、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、フランスの半導体メーカー B に輸出した。この場合、半導体製造装置メーカー A は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 5 年間保存しなければならない。

ならない。

正解は、○。包括許可取扱要領の（別表3）の「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の（4）で、「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、**輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間**、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。」と規定されている。

問題22. 名古屋にある電機メーカーAは、インドネシア向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路（総価額200万円）を輸出しようとしたところ、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議はない旨の連絡があったので、電機メーカーAは特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出することができる。

正解は、○。包括許可取扱要領の（別表3）の「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の（8）で、「前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと（ただし、**経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。**）」と規定されているので、この場合、電機メーカーAは特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出することができる。

問題23. 大阪にある鋼材メーカーAは、中国にある造船メーカーBからリスト規制に該当しないステンレスの板20トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、戦闘機の部品製造に使うと電話で連絡を受けた。この場合、鋼材メーカーAは通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。

正解は、×。この場合、中国は、ホワイト国ではなく、また、国連武器禁輸国でもないので、輸出令第4条第1項第三号ニの規定により、通常兵器キャッチオール規制については、輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物を輸出する際、経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合のみ、輸出許可申請が必要になる。

問題24. 通常兵器キャッチオール規制は、国際輸出管理レジームであるMTCRでの合意に基づき実施されている。

正解は、×。通常兵器キャッチオール規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づき実施されている。

問題25. 平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」2（3）では、「出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。」が求められている。下線部分は正しい。

正解は、○。平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」は、輸出管理内部規程に関する重要な大臣通達である。出荷・輸出される貨物や技術が、関連書類に記載された貨物や技術と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備する必要がある。